証券コード 6184 2023年4月4日 (電子提供措置の開始日2023年3月30日)

株主各位

東京都中央区京橋二丁目14番1号 株式会社鎌倉新書

代表取締役会長CEO 清水 祐孝

第39期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第39期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上 げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://www.kamakura-net.co.jp/ir/library/meeting/



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして、銘柄名(会社名)又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



なお、当日のご出席に代えて、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年4月20日(木曜日)午後6時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. **日 時** 2023年4月21日(金曜日)午前10時 (受付開始時刻 午前9時30分)
- 2. 場 所 東京都中央区八重洲一丁目3番7号 八重洲ファーストフィナンシャルビル2F ベルサール八重洲 A+B+Cルーム

(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

- 1. 第39期 (2022年2月1日から2023年1月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第39期 (2022年2月1日から2023年1月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 4名選任の件

第4号議案 会計監査人選任の件

以上

○当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

○当社は法令及び定款第18条の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、連結注記表及び個別注記表はインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求された株主に交付する書面に記載しておりません。なお、監査等委員及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、当社ウェブサイトに掲載した連結注記表及び個別注記表を含んでおります。

○株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を記載させていただきます。

○総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

<決議ご通知及び株主通信の送付廃止のお知らせ>

当社では以前より、定時株主総会終了後に決議の結果をお知らせするため、「定時株主総会決議ご通知」を株主の皆様へ送付申し上げておりましたが、昨今のインターネットやスマートフォンの普及及び地球環境への配慮の観点から、第39期定時株主総会より、決議の結果を書面に代えて、当社ウェブサイト(https://www.kamakura-net.co.jp/ir/library/meeting/)への掲載のみとし、紙面による発行は取りやめることといたしましたので、お知らせいたします。これにともない、例年、定時株主総会終了後に発行しておりました「株主通信」

これにともない、例年、定時株主総会終了後に発行しておりました「株主通信」 につきましても送付を廃止し、当社ウェブサイトにて開示させていただきます。

株主の皆様におかれましては、何卒ご理解をいただきますとともに、引き続きご 支援を賜りますようお願い申し上げます。

● 決議ご通知



● 株主通信

[Business Report]



上記QRコードを読み取り、アクセスをお願いいたします。

議決権行使についてのご案内

■事前に議決権を行使いただく場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

行使期限

2023年4月20日 (木曜日) 午後6時30分到着分まで



インターネットによる議決権行使

<u>パソコンをご利用の方</u>は、議決権行使ウェブサイト (https://www.web54.net) にアクセスしていただくことで議決権 を行使できます。詳細は次頁のご案内をご高覧のうえ、画面の案 内にしたがって賛否を入力してください。



<u>スマートフォンをご利用の方</u>は、議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことで議決権を行使できます。詳細は同封の「『スマート行使』の使い方」をご高覧のうえ、画面の案内にしたがって賛否を入力してください。

行使期限

2023年4月20日(木曜日) 午後6時30分行使分まで

■株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくと共に同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

開催日時

2023年4月21日(金曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分)

● ご注意事項

- ※書面(議決権行使書)とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとしてお取扱いいたします。
- ※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとしてお取扱いいたします。
- ※議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取扱いいたします。
 ※当社では、定款第16条の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。

機関投資家の皆様へ

株式会社 ICJ が運営する議決権行使プラットフォームのご利用を 事前に申し込まれた合には、当該プラットフォームにより議決権 をご行使いただけます。

●インターネットによる議決権行使について●

パソコン等による方法



行使期限

2023年4月20日 (木曜日) 午後6時30分行使分まで

パソコン等から、議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net

にアクセスし、同封の議決権行使書用 紙に記載の議決権行使コード及びパス ワードをご利用のうえ、画面の案内に 従って議案に対する賛否をご入力くだ さい。

- ※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の 接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
- ※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

(1)議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次へすすむ」をクリックしてください。



②ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。



以降は画面の案内に従って ご入力ください。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

その他のご照会

- ■証券会社に口座をお持ちの株主様
- お取引の証券会社宛てにお問い合わせください。
- ■証券代行会社に口座のない株主様

0120-782-031(土日休日を除く9:00~17:00)

議決権行使について

 $600 - 652 - 031 = 000 \sim 21 = 00$

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けており、 将来の企業成長と経営基盤の強化のための内部留保を確保し、株主に継続的に配 当を行うことを基本方針としております。

第39期の期末配当につきましては、以下の内容といたしたく、ご承認をお願いするものであります。

(1) 配当財産の種類

金銭

- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額
 - ① 当社普通株式1株につき金

2.5円

② 配当総額

94,951,515円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日 2023年4月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社及び子会社の事業の現状に即し、事業内容の多様化に対応するため、現行定 款第2条の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

	(1)外間は久久回川でかしてわりより。/
現行定款	変更案
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むこと を目的とする。 1.~6. (条文省略) (新設) (新設) 7.~29. (条文省略)	(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むこと を目的とする。 1. ~ 6. (現行どおり) 7. 労働者派遣事業 8. 旅行業法に基づく旅行業 9. ~ 31. (現行どおり)

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。本議案において監査等委員である取締役を除いた取締役を以下単に「取締役」といいます。)全員(4名)は任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、社外取締役を委員長とし、構成員の過半数が社外取締役である指名報酬諮問委員会からの答申を踏まえ、本人の経歴等を総合的に勘案し、取締役会で決定しております。また監査等委員会においても検討がなされましたが、特段の意見はありませんでした。

取締役の候補者は次のとおりであります。

-1/1/1	収制での医価値は次のとおりてあります。							
候補者番 号			氏	名		現在の当社における地位	2022 年 度 取 締 役 会 出席状況	在任 年数
1	再任	清	水水	がる	孝	当社代表取締役会長CEO	15/15回 (100%)	28年
2	再任	小	林	史	生	当社代表取締役社長COO	15/15回 (100%)	5年
3	再任	とき場	†ε ⊞	英	^{ゆき} 之	当社取締役CFO	15/15回 (100%)	1年
4	再任	余	語	邦	彦	当社社外取締役	15/15回 (100%)	3年

候補和番 岩	者号	氏 名 (生年月日)	略	歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
省 7	ケ	(生平月日)			仕の休式級
			1986年4月		
			1990年1月	当社入社	
			1995年6月	当社取締役	
			2002年3月	当社代表取締役社長	
			2013年12月	公益財団法人つなぐいのち基	
				金理事	
			2016年2月	当社執行役員	
			2017年9月	当社代表取締役会長	
			2019年2月	当社代表取締役社長	
		し みず ひろ たか	2019年2月	株式会社ハウスボートクラブ	
		清水祐孝		取締役 (現任)	11,383,944株
		(1963年1月24日)	2019年4月	当社代表取締役社長兼会長C	11, 303, 9444%
				ΕO	
1			2019年5月	公益財団法人つなぐいのち基	
1				金代表理事	
			2019年9月	株式会社アックスコンサルテ	
				イング取締役	
			2020年4月		
			, , , ,	(現任)	
			2022年2月	(2-1-7	
				金理事(現任)	
			2022年4月		
	f	[取締役候補者とし			

清水祐孝氏は、2002年3月より最高経営責任者として、経営の指揮及び監督 を適切に行い、終活業界を牽引してまいりました。また、豊富な業務経験及び 経営全般に関する高い知見と能力を有しております。

以上のことから、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適任と判断 し、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)		略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	
2	小林 史 生 (1974年2月15日)	2019年2月 2019年4月 2020年4月 2021年8月 2022年9月	入社 楽天株式会社入社 米国 LinkShare Corporation (現Rakuten Marketing) Vice President 米国 Rakuten.com President 当社入社 当社教行役員 当社取締役 株式会社ハウスボートクラブ 取締役(現任) 当社代表取締役COO 当社代表取締役COO 当社代表取締役とOO (現任) 株式会社エイジプラス取締役 (現任)	120, 000株
	「取締役候補者とし	た理由		

[取締役候補者とした理由]

小林史生氏は、2018年4月に当社取締役、そして2019年4月より当社代表取締役を務め、経営トップとしての手腕を発揮しております。また、豊富な業務経験及び経営全般に関する高い知見と能力を有しております。

以上のことから、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適任と判断 し、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。

	号	长 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1998年10月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所2002年4月 公認会計士登録2018年2月 株式会社鴇田ビジネスパートナーズ代表取締役(現任)2018年3月 鴇田公認会計士事務所所長(現任)2019年2月 株式会社スタイラジー監査役(現任)2019年2月 株式会社アクトコール取締役・監査等委員2019年2月 公益財団法人つなぐいのち基金監事(現任)202年4月 当社社外取締役・監査等委員2021年3月 イシン株式会社監査役(現任)2022年3月 株式会社ハウスボートクラブ監査役(現任)2022年3月 株式会社エイジプラス監査役(現任)2022年4月 当社取締役CFO(現任)2022年4月 コーポレート部門、経営企画部門、個人情報セキュリティ室管掌(現任)	3		日本有限責任監査法人)入所 2002年4月 公認会計士登録 2018年2月 株式会社鴇田ビジネスパートナーズ代表取締役(現任) 2018年3月 鴇田公認会計士事務所所長 (現任) 2018年4月 株式会社スタイラジー監査役(現任) 2019年2月 株式会社アクトコール取締役・監査等委員 2019年2月 公益財団法人つなぐいのち基金監事(現任) 2020年4月 当社社外取締役・監査等委員 2021年3月 イシン株式会社監査役(現任) 2022年3月 株式会社ハウスボートクラブ監査役(現任) 2022年3月 株式会社エイジプラス監査役(現任) 2022年4月 当社取締役CFO(現任) 2022年4月 コーポレート部門、経営企画部門、個人情報セキュリティ	-株

[取締役候補者とした理由]

鴇田英之氏は、2020年4月より当社社外取締役・監査等委員を務め、公認会計士及び税理士としての高度な専門的知見を活かし、当社の業務執行に関する意思決定において適切な提言を行い、監査等委員会委員長も務めておりました。また、複数の会社における経営者としての経験及び経営全般に関する高い知見と能力を有しております。

以上のことから、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適任と判断 し、同氏を取締役候補者といたしました。

候補者番 号		В	格歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式数
4	よ ご 〈ド ひご 余 語 邦 彦 (1956年11月11日)	1983年4月 1990年12月 2000年5月 2003年8月 2004年5月 2006年6月 2008年4月	科学技術庁 原子力局政策課入庁 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン入社 株式会社光通信取締役副社長(co-CEO) 株式会社産業再生機構執行役員カネボウ化粧品株式会社取締役兼代表執行役会長・最高経営責任者(CEO)アルゼ株式会社代表取締役・最高経営責任者(CEO)ビジネス・ブレークスルー大学大学院教授(現任)	式数 29, 200株
			当社社外取締役(現任)	
	余語邦彦氏は、20 営全般に対する助言)20年4月より 並びに当社約	で期待される役割]) 当社社外取締役を務め、社外取約 且織及び事業に対する多角的な見出 は業務経験及び経営全般に関する高	也からの助言

力を有しております。 同氏には、複数の上場会社の経営に携わった長年の豊富な経験と幅広い見識 に基づく多角的な見地からの助言により、当社事業の収益強化に貢献されるこ

とを期待しております。 以上のことから、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適任と判断 し、引き続き同氏を社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 余語邦彦氏は社外取締役候補者であります。また、同氏の選任が承認された場合には、同氏は、引き続き東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。
 - 3. 余語邦彦氏は2020年4月から当社社外取締役に就任しており、その就任期間は、本総会終結の時をもって3年間であります。
 - 4. 当社は、余語邦彦氏との間で、同氏に期待された役割を十分に発揮していただけるように、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令が定める最低限度額とする責任限定契約を締結しております。再任候補者である同氏について選任が承認され就任した場合は、同内容の契約を継続する予定であります。

5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、取締役等の被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求された場合の当該被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することとしており、保険料は全額当社負担としております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当該保険契約については、任期途中に同内容での更新を予定しております。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって 任期満了により退任となりますので、新たに会計監査人の選任をお願いするもので あります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の決定に基づいております。

当社はEY新日本有限責任監査法人を長年にわたり会計監査人として選任してまいりましたが、新しい会計監査人の起用により新たな視点での監査が期待できること、なぎさ監査法人の専門性、独立性、品質管理体制、監査体制及び監査報酬等について総合的に検討した結果、同監査法人を新たな会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。(2023年2月28日現在)

名称	なぎさ監査法人
主たる事務所の 所在場所	大阪市中央区北浜1丁目8番16号 大阪証券取引所ビル 10F
沿革	2004年9月1日 なぎさ監査法人設立
概要	出資金7,000千円構成人員代表社員 社員 公認会計士 米国公認会計士

以上

くご参考>

第3号議案が原案どおり承認可決された場合の役員に関するスキルマトリクス ※各候補者に特に期待する分野を3つまで記載しております。

取締役氏名	監査等 委員	社外 取締役	企業 経営	マーケテ ィング/営 業	ΙΤ	ガバナンス	財務会計	法務 コンプラ イアンス
清水祐孝			0		0	0		
小林史生			0	0	0			
鴇田英之			0				0	0
余語邦彦		•	0	0		0		
新森公夫	•	•				0	0	0
河合順子	•	•				0		0
植松則行	•	•				0	0	

⁽注) 余語邦彦氏、新森公夫氏、河合順子氏及び植松則行氏は社外取締役であります。

事 業 報 告

(2022年2月1日から) (2023年1月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、各国の新型コロナウイルスに関連する対策の進展や行動制限の緩和にともなう経済活動の回復基調がみられたいっぽうで、高インフレ及び金融引き締め等によって経済回復のペースは鈍化傾向にありました。日本経済においても同様に、社会経済活動の正常化の進展にともなってゆるやかな持ち直しがつづくいっぽうで、世界的なエネルギー・食料価格の高騰や欧米各国の金融引き締めにより、厳しい状況がつづきました。

当社グループの主要市場である終活市場においては、総人口の減少及び高齢 化率の増加を背景に、生前をふくむ「終活」に対する関心は社会的に高まる傾向にあります。

このような状況のなか、当社グループは、お墓・仏壇・葬儀の供養に関する 3事業において、成長余力の高い大阪に拠点を開設しました。また、この数年 で顧客のニーズから開始した相続、不動産、そして介護事業が軌道に乗り、力 強い成長をすることができました。加えて、以前に問い合わせのあった顧客と のコミュニケーション改善によりクロスユースの強化を図りました。

日本全国の終活認知の向上施策としては、260を超える地方自治体と「おく やみハンドブック」「エンディングノート」を協働刊行し、幅広い終活スタイルの提案による終活事業のシェアと市場拡大につとめました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高は5,004,242千円(前年同期比30.8%増)、営業利益686,505千円(前年同期比28.9%増)、経常利益683,175千円(前年同期比26.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は453,630千円(前年同期比25.6%増)となりました。

なお、当社は終活事業の単一セグメントであるため、セグメント別の業績の 記載をしておりません。

(2) 資金調達の状況 該当事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は76,816千円で、その主なものは次のとおりであります。

なお、これらの所要資金は、主に自己資金で賄っております。

①当連結会計年度に取得した主要設備

建物29,763千円工具器具備品27,828千円

ソフトウェア 18,780千円

- ②当連結会計年度において継続中の主要な設備の新設、拡充 該当事項はありません。
- (4) 重要な組織再編等 該当事項はありません。
- (5) 財産及び損益の状況の推移
- ①企業集団の財産及び損益の状況

	区 分	ì	第36期	第37期	第38期	第39期 (当連結会計年度)
売	上	高	3, 263, 188 千円	3, 238, 413 千円	3,826,139 千円	5,004,242 千円
親会社	株主に帰属する当期	期純利益	638, 784 千円	180, 215 千円	361, 155 千円	453,630 千円
1 株	当たり当期級	电利益	16.87 円	4.66 円	9.30 円	11.87 円
総	資	産	3,884,310 千円	4,009,174 千円	4,074,551 千円	4,317,699 千円
純	資	産	3,511,116 千円	3, 699, 157 千円	3,660,637 千円	3, 387, 664 千円

②当社の財産及び損益の状況

	区		分		第36期	第37期	第38期		第39期 (当事業年度)
売		上		高	3, 140, 890 千円	3, 132, 250 [₹]	3, 649, 641	千円	4, 302, 608 千円
当	期	純	利	益	629, 111 千円	161, 927 [₹]	401,068	千円	523,839 千円
1 株	当た	り当	期純和	利益	16.62 円	4. 19	円 10.33	円	13.70 円
総		資		産	3,867,480 千円	3, 947, 139	3,947,881	千円	4, 257, 949 千円
純		資		産	3,524,141 千円	3, 692, 823	3,690,025	千円	3,487,790 千円

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により算出しております。

(6) 対処すべき課題

人口の減少や高齢化社会の進行などの社会問題が深刻化するなか、当社が対処 すべき課題は以下のとおりであります。

① 潜在的な市場の顕在化

高齢化社会の進行が確実とみられているなか、介護及び相続に関する課題が 明確に存在しているいっぽうで、生前における課題が顕在化されていない状 況にあります。今後、長期的には、社会構造の変化や人々の価値観の変化等 にともなって、生前における課題解決のニーズが急速に顕在化していくもの と考えています。これらの潜在化している市場に先行して、老後の不安解消、 遺族の負担軽減などの課題解決サービスの拡充により潜在市場の顕在化とシ ェア獲得を図ってまいります。

② 顧客接点の拡充

介護、相続など、すでに課題が明確であり積極的に検索している見込み顧客 の獲得にくわえて、効果的かつ積極的なアライアンスによって顧客接点の拡 充を図ります。また、セミナーの実施等によって、より快適な老後の生活に ついての啓発につとめ、生前の潜在顧客に対してよりよいサービス提供を目 指すことで新規顧客の安定した獲得に取り組みます。

③ お客様への有益情報の提供

お客様から求められたサービスの提供にくわえ、お客様のニーズを的確に分析する顧客管理と適確なヒアリングにより横断的なサービス提供を図ります。 お客様とのコミュニケーションを具体的に把握、分析し組織的に成約率とお客様の有益性を最大化することにつとめます。

④ 終活インフラの構築

顧客データと顧客の行動データを組み合わせることにより、適切な内容を適切なタイミングでお客様へ提供することに取り組みます。窓口の異なるお客様の情報を統合し、お客様にとってより有益な情報を積極的に提案することを目指します。

⑤ 企業信頼性の向上

当社が中長期的に成長するためには、潜在的なお客様に対する信頼性、ブランド価値や知名度の向上にくわえ、当社がお客様の記憶に残るサービス提供への取り組みが重要であると考えています。終活市場においては、家族や遺族といったつよい絆を有する性質があることから、一つ一つのサービス提供において確かな信頼を獲得することで、次世代の新規お客様を獲得することにつながると考えます。このため、当社では、より一層誠実な判断を重視し、お客様起点で公正で有益なサービスの提供につとめます。

— 15 —

(7) 主要な事業内容(2023年1月31日現在)

事	業	主要製品及び事業内容			
終活	事業	ポータルサイトの運営、WEB制作や各種コンサルティング等			

(8) 主要な営業所及び使用人の状況 (2023年1月31日現在)

① 主要な営業所

名	称	所 在 地
本	社	東京都中央区

② 使用人の状況

使	用人	数			前期比増減		
			164	名	+	9	名

- (注) 上記使用人数には、使用人兼務取締役、契約社員及び臨時従業員 (パートタイマー、顧問及び 派遣社員)39名は含んでおりません。
 - (9) 重要な親会社及び子会社の状況
 - ① 親会社の状況 該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の議 決権比率	主要な事業内容
株式会社ハウスボートクラブ	20百万円	50.2%	海洋散骨事業
株式会社エイジプラス	50百万円	100.0%	介護施設あっせん事業

(10) 主要な借入先 (2023年1月31日現在)

借入先	借 入 額
株式会社三井住友銀行	24,440 千円
朝日信用金庫	30,000 千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項(2023年1月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

96,000,000株39,025,200株

(2) 発行済株式の総数

(自己株式1,044,594株含む)

(3) 株主数

5,805名

(4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
清 水 祐 孝	11, 383, 944 株	30.0 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5, 926, 400	15. 6
株式会社かまくらホールディングス	3, 200, 000	8. 4
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2, 370, 000	6. 2
管理信託(A019)受託者 株式会社SMBC信託銀行	1,600,000	4. 2
管理信託 (A020) 受託者 株式会社SMBC信託銀行	1,600,000	4. 2
THE BANK OF NEW YORK MELLON 133652	1, 347, 300	3. 5
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	1, 008, 000	2.7
株式会社日本カストディ銀行(信託B口)	617, 900	1.6
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	546, 500	1.4

⁽注) 持株比率は、自己株式 (1,044,594 株) を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況 該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権 等の状況 該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項 該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2023年1月31日現在)

地位	氏	名		担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長CE0	清水	祐	孝	内部監査室 管掌 公益財団法人つなぐいのち基金 理事 株式会社ハウスボートクラブ 取締役
代表取締役社長C00	小 林	史	生	株式会社エイジプラス 取締役
取 締 役CFO	鴇田	英	之	コーポレート部門、経営企画部門、個人情報セキュリティ室 管掌 株式会社鴇田ビジネスパートナーズ 代表取締役 鴇田公認会計士事務所 所長 株式会社スタイラジー 監査役 公益財団法人つなぐいのち基金 監事 イシン株式会社 監査役 株式会社ハウスポートクラブ 監査役 株式会社エイジプラス 監査役
取 締 役	余 語	邦	彦	ビジネス・ブレークスルー大学大学院教授
取 締 役 (監査等委員)	新 森	公	夫	新森公認会計士事務所 所長
取 締 役 (監査等委員)	河 合	順	子	弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所 弁護士 株式会社ブルーライン・パートナーズ 社外監査役 株式会社マツキョココカラ&カンパニー 社外取締役 サムティ株式会社 社外取締役
取 締 役 (監査等委員)	植松	則	行	有限会社エス・ユー・コンサルタント 代表取締役 国際マネジメントシステム認証機構株式会社 監査役 植松公認会計士事務所 所長 LINE株式会社 社外監査役 サイボウズ株式会社 監査役

- (注) 1. 2022年4月22日開催の第38期定時株主総会終結の時をもって、取締役(監査等委員)鴇田英 之氏が任期満了により退任いたしました。
 - 2. 2022年4月22日開催の第38期定時株主総会において、鴇田英之氏が取締役に新たに選任され、同日付で就任いたしました。
 - 3. 2022年4月22日開催の第38期定時株主総会において、新森公夫氏が取締役(監査等委員)に 新たに選任され、同日付で就任いたしました。
 - 4. 取締役余語邦彦氏、取締役(監査等委員)新森公夫氏、同河合順子氏、同植松則行氏は、社 外取締役であります。
 - 5. 当社は、取締役余語邦彦氏、取締役(監査等委員)新森公夫氏、同河合順子氏、同植松則行氏を、東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 6. 取締役余語邦彦氏は、複数の上場会社の経営に携わっており、豊富な経験と幅広い見識を有しております。
 - 7. 取締役(監査等委員)新森公夫氏は、常勤監査等委員であります。監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるために、質の高い社内情報の収集及び会計監査人・内部統制所管部門等との連携を可能とすべく、常勤の監査等委員を選定しております。なお、同氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 8. 取締役(監査等委員)河合順子氏は、弁護士の資格を有しており、主に企業法務の分野を専 門分野としております。

- 9. 取締役(監査等委員)植松則行氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 10. 2022年2月10日に指名報酬諮問委員会が設置され、取締役(監査等委員)河合順子氏が委員 長、取締役(監査等委員)植松則行氏及び代表取締役社長C00小林史生氏が委員をそれぞれ 務めております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社の取締役、子会社の取締役及び監査役、執行役員並びに管理職等の従業員であります。

② 保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員等としての業務につき行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を賠償するものであります。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担することとしております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下「決定方針」といいます。)を取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりであります。なお、当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について構成員の過半数が社外取締役である指名報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

ア. 取締役の報酬等の決定に関する基本方針

当社の取締役の報酬は、中長期的な企業価値向上を図り優秀な人材を確保・維持できるインセンティブとして十分に機能するような報酬制度とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては透明性及び公正性を重視することを基本方針としております。

イ. 個人別の報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は、固定報酬の みで構成するものとし、固定報酬は経済情勢や当社の成長率を踏まえた報 酬水準や職責等を総合的に勘案して決定するものとしております。

取締役(監査等委員)についても同様に、監査を行う立場であるとの観点から固定報酬のみとしております。

ウ. 個人別の報酬の額の決定手続きに関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬額は、代表取締役が案を作成して、取締役会で協議・決定するものとしております。取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内において、役位、職責、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役(監査等委員)の報酬額については、監査等委員である取締役の 協議にて決定するものとしております。

② 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等 の総額	報酬等の	対象となる 役員の員数		
(文具凸刀	(千円)	固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	(人)
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	102, 750 (7, 999)	102, 750 (7, 999)	_	_	4 (1)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	13, 350 (13, 350)	13, 350 (13, 350)	_	_	4 (4)

- (注) 1. 報酬等の総額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額については、2017年4月21日開催の第33期定時株主総会決議において、年250百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は4名(うち社外取締役1名)であります。
 - 3. 取締役(監査等委員)の報酬限度額については、2020年4月17日開催の第36期定時株主総会 決議において、年30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取 締役(監査等委員)の員数は3名であります。
 - 4. 報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数には、2022年4月22日開催の第38期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役(監査等委員)1名が含まれております。

(5) 社外役員に関する事項

- ①重要な兼職先である法人等と当社との関係
 - ・取締役余語邦彦氏は、ビジネス・ブレークスルー大学大学院教授であります。 当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役(監査等委員)新森公夫氏は、新森公認会計士事務所所長であります。 当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役(監査等委員)河合順子氏は、弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所弁護士、株式会社ブルーライン・パートナーズ社外監査役、株式会社マツキヨココカラ&カンパニー社外取締役及びサムティ株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役(監査等委員)植松則行氏は、植松公認会計士事務所所長、有限会社 エス・ユー・コンサルタント代表取締役、国際マネジメントシステム認証機 構株式会社監査役、LINE株式会社社外監査役及びサイボウズ株式会社の監査 役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況と役割

区分	氏名	主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待さ れる役割に対して行った活動の概要
社外取締役	余語 邦彦	当事業年度に開催した取締役会15回すべてに出席し、複数の上場会社の経営に携わった長年の豊富な経験と幅広い見識をもとに、経営全般に対する助言並びに当社組織及び事業に対する多角的な見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを述べる等、当社の社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。
社外取締役 監査等委員	新森 公夫	2022年4月22日就任以降に開催した取締役会11回すべてに出席し、また監査等委員会11回すべてに出席し、取締役会において、公認会計士としての専門的見地からの意見やアドバイスを述べ、また、監査等委員会において監査結果及び監査に関する重要事項について意見を述べる等、当社の社外取締役・監査等委員として期待される役割を適切に果たしております。
社外取締役 監査等委員	河合 順子	当事業年度に開催した取締役会15回すべてに出席し、また監査等委員会15回すべてに出席し、取締役会において、弁護士としての専門的見地からの意見やアドバイスを述べ、また、監査等委員会において監査結果及び監査に関する重要事項について意見を述べる等、当社の社外取締役・監査等委員として期待される役割を適切に果たしております。
社外取締役 監査等委員	植松 則行	当事業年度に開催した取締役会15回すべてに出席し、また監査等委員会15回すべてに出席し、取締役会において、公認会計士としての専門的見地からの意見やアドバイスを述べ、また、監査等委員会において監査結果及び監査に関する重要事項について意見を述べる等、当社の社外取締役・監査等委員として期待される役割を適切に果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額 イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	32,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておりませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見 積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査 人の報酬等の額について同意の判断をしております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合その他必要がある と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する 議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 会計監査人が現に受けている業務停止処分 該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制整備の基本方針として、以下のような内部統制システム整備の基本方針を定めております(以下、当社及び子会社を総じて「グループ全社」という。)。

- 1. グループ全社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社はコンプライアンス規程を策定し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
 - (2) グループ全社の取締役及び使用人に対して、コンプライアンスの教育・研修 を継続的に行う。
 - (3) 内部通報制度の利用を促進し、グループ全社における法令・定款違反等又は そのおそれのある事実の未然防止・早期発見に努める。
 - (4) 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、コンプライアンス規程に従って、取締役会に報告のうえ、外部専門家と協力しながら対応に努める。
 - (5) グループ全社の取締役及び使用人の法令・定款違反等の行為については就業 規則等に基づき、適正に処分を行う。
 - (6) 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、リスク対策委員会が原因の 究明及び再発防止策の策定を行い、内部統制委員会が取締役及び使用人に対 する再発防止策の周知徹底を行う。
 - (7) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、グループ全社を挙げて毅然とした態度で対応する。
- 2. グループ全社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 情報セキュリティ管理規程に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化するとともに、情報セキュリティガイドラインを制定し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する。
 - (2) 取締役の職務に関する各種の文書及び帳票類等については、適用ある法令及び文書管理規程に基づき適切に作成するとともに、保存し、管理する。
 - (3) 取締役の職務の執行に必要な、株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議 議事録又は事業運営上の重要事項に関する決裁書類等の文書については、取 締役が常時閲覧し得るものとする。
- 3. グループ全社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、リスクを適切に認識し、管理するための規程としてリスク管理規程を制定し、想定されるリスクに応じて有事に備えるとともに、グループ全社において有事が発生した場合には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応する。

- (2) リスク管理に関する当社の方針の策定、リスク対策の実施状況の点検及びフォロー並びにリスクが顕在化した時のコントロールを行うためにリスク対策委員会を設置する。リスク対策委員会は、審議・活動の内容を定期的に取締役会に報告する。
- (3) グループ全社の取締役及び使用人に対して、リスク管理に関する教育・研修を継続的に行う。
- 4. グループ全社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための 体制
 - (1) グループ全社は、各社における業務の適正化及び効率化の観点から、業務プロセスの改善及び標準化に努めるとともに、情報システムによる一層の統制強化を図る。グループ全社の各部門は、関連するスタッフ部門の支援の下で、これを実施する。
 - (2) 会社の意思決定方法については、グループ全社それぞれで職務権限規程において明文化し、重要性に応じた意思決定を行う。
 - (3) 職務執行に関する権限及び責任については、グループ全社それぞれで業務分 掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、業務を適正かつ 効率的に行う。
 - (4) これらの業務運営状況について、内部監査室による内部監査を実施し、その 状況を把握し、改善を図る。
- 5. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 子会社管理規程を作成し、子会社を管理する体制の整備及び報告事項を定める。
 - (2) 子会社に取締役を派遣し、子会社の取締役の業務執行を監視する。派遣された取締役は、業務執行について、当社の方針に沿った経営に努めるものとする。
 - (3) 子会社は、取締役会にて重要な決議をする場合は、事前に当社の決裁を得るものとする。
 - (4) 子会社は、当社が策定した経営方針・経営計画を踏まえ、子会社の権限と責任を明確にしたうえで、各事業の特性等を踏まえた自律的な経営を行うものとする。
- 6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
 - (1) 監査等委員会は、内部監査室をして、その監査業務に協力させることができる。
 - (2) 監査等委員会は、監査業務に必要な補助すべき使用人(以下「補助使用人」という。)の設置(地位や人数の設定を含む。)を指定することができる。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

- 7. 補助使用人の他の取締役からの独立性並びに監査等委員会の補助使用人に対す る指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 補助使用人の人事異動、人事評価及び懲戒処分を行う場合は、監査等委員会の意見を聴取し、その意見を十分尊重して実施するものとする。
 - (2) 補助使用人は、監査等委員会の指示に基づく業務を行うに際しては、所属する上長の指揮命令を受けないものとするとともに、内部監査室をはじめとする執行部門の有する調査権限を有し、必要に応じて取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席することができるものとする。
- 8. 当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 当社の取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部監査の状況等について、遅滞なく監査等委員会に報告する。
 - (2) 当社の取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。
 - (3) 当社は、監査等委員会への報告を行った当社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- 9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項 当社は、監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- 10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査等委員会は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。
 - (2) 監査等委員は、取締役会のほか、必要に応じて経営会議その他の重要な会議に出席する。
 - (3) 監査等委員会は、必要に応じて監査法人と意見交換を行う。
 - (4) 監査等委員会は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
 - (5) 監査等委員会は、定期的に内部監査室長と意見交換を行い、連携の強化を図る。

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社では、内部監査室による業務監査及び内部統制監査を通して、内部統制システム全般の整備、運用状況の評価及び改善を実施しております。

また、上記体制の下、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の 有効性評価」を行っております。当事業年度につきましては、開示すべき重要 な不備及び欠陥は発見されておりません。

(2) コンプライアンス

当社では、法令遵守体制の点検・強化を推進するため「コンプライアンス規程」に基づき、必要に応じてコンプライアンス委員会を設置し、適切に対処することができる仕組みを講じております。

(3) リスク管理

当社では、当社に関わる様々なリスクを一元的に予防、管理すること、またリスクが発生した場合には、迅速かつ的確な対応をすることを目的として、代表取締役を委員長とした「リスク対策委員会」を設置しております。

(4) 取締役の職務執行

当社は、「取締役会規程」 に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。

なお、当事業年度につきましては、取締役会を15回開催しております。

(5) 取締役(監査等委員)の職務執行

当社は、監査等委員会規則に基づき、原則として月1回、監査等委員会を開催しており、当事業年度においては、監査等委員会を15回開催しました。監査等委員会では、監査計画の策定及びその実施状況について定期的に情報を共有するとともに、内部監査室及び監査法人と随時意見交換や情報共有を行うほか、三者間で情報共有を行うなど連携を図っております。また、監査等委員会は、当会社の取締役会への出席や代表取締役との定期的な面談に加え、監査等委員の職務を補助すべき使用人2名を指名し、経営会議等の重要な会議への出席を行っております。

⁽注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2023年1月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金額	科 目	金額
[資 産 の 部]		[負 債 の 部]	
流動資産	3, 615, 842	流動負債	855, 290
現金及び預金	2, 516, 473	買 掛 金	693
売 掛 金	798, 750	1年内返済予定の 長期借入金	6, 456
製品	3, 299	未 払 金	348, 930
仕 掛 品	445	未払法人税等	236, 875
貯 蔵 品	165	未払消費税等	108, 650
前 払 費 用	36, 467	前 受 金	137, 132
そ の 他	276, 743	預 り 金	14, 967
貸 倒 引 当 金	△16, 502	そ の 他	1, 584
固 定 資 産	701, 857	固定負債	74, 745
有 形 固 定 資 産	244, 051	長 期 借 入 金	47, 984
建物	192, 374	退職給付に係る負債	25, 507
構築物	2, 514	長 期 前 受 金	1, 254
工具器具備品	46, 087		
船舶	3, 075	負 債 合 計	930, 035
そ の 他	0	[純 資 産 の 部]	
無形固定資産	202, 581	株 主 資 本	3, 376, 886
ソフトウェア	110, 526	資 本 金	1, 057, 089
ソフトウェア仮勘定	9, 952	資 本 剰 余 金	1, 017, 089
のれん	81, 900	利 益 剰 余 金	1, 974, 067
そ の 他	202	自 己 株 式	△671, 359
投資その他の資産	255, 224	新 株 予 約 権	811
投資有価証券	363	非支配株主持分	9, 966
繰延税金資産	46, 265		
敷金及び保証金	177, 035		
そ の 他	31, 560	純 資 産 合 計	3, 387, 664
資 産 合 計	4, 317, 699	負債・純資産合計	4, 317, 699

連結損益計算書

(2022年2月1日から) (2023年1月31日まで)

(単位 千円)

科目	金	額
売上高		5, 004, 242
売上原価		2, 051, 247
売上総利益		2, 952, 995
販売費及び一般管理費		2, 266, 489
営業利益		686, 505
営業外収益		
受取利息	1, 582	
為替差益	3, 168	
その他	1,032	5, 783
営業外費用		
支払利息	1,652	
支払手数料	5, 877	
その他	1, 584	9, 113
経常利益		683, 175
特別利益		
新株予約権戻入益	503	503
特別損失		
固定資産除却損	5, 317	
減損損失	16, 977	22, 295
税金等調整前当期純利益		661, 383
法人税、住民税及び事業税	229, 099	
法人税等調整額	△20, 816	208, 282
当期純利益		453, 100
非支配株主に帰属する当期純損失		529
親会社株主に帰属する当期純利益		453, 630

連結株主資本等変動計算書

(2022年2月1日から) 2023年1月31日まで)

(単位 千円)

					株	主 資	本	
				資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期	首	残	高	1, 045, 698	1, 005, 698	1, 598, 235	△198	3, 649, 434
当 期	変	動	額					
新	株の	発	行	11, 390	11, 390			22, 780
剰 纺	全 金 (の配	当			△77, 798		△77, 798
親会する	社株 当					453, 630		453, 630
自己	株式	の取	得				△671, 160	△671, 160
	資本以 期変動							_
当 期	変 動	額合	計	11, 390	11, 390	375, 831	△671, 160	△272, 547
当 期	末	残	高	1, 057, 089	1, 017, 089	1, 974, 067	△671, 359	3, 376, 886

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当 期 首 残 高	707	10, 496	3, 660, 637
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			22, 780
剰余金の配当			△77, 798
親会社株主に帰属する当期純利益			453, 630
自己株式の取得			△671, 160
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	104	△529	△425
当期変動額合計	104	△529	△272, 973
当 期 末 残 高	811	9, 966	3, 387, 664

⁽注) 本連結計算書類中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

- I.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記
- 1. 連結の範囲に関する事項
 - (1)連結子会社の状況

①連結子会社の数 2 社

②連結子会社の名称 株式会社ハウスボートクラブ

株式会社エイジプラス

- (2) 非連結子会社の状況 該当事項はありません。
- 2. 持分法の適用に関する事項 該当事項はありません。
- 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
- 4.会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理

以外のもの し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等移動平均法による原価法

②棚卸資産

a. 製品、仕掛品 移動平均法による原価法

(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

b. 貯蔵品 最終什入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産 定率法。ただし1998年4月1日以降に取得した建物

(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に 取得した建物附属設備については定額法を採用しており

7~24年

ます。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具器具備品 3~15年

船舶 7~9年

②無形固定資産 定額法。なお、自社利用のソフトウェアについて

は、社内における利用可能期間(5年)に基づいて おります。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権に

ついては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の 債権については個別に回収可能性を検討し、回収不

能見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

建物

①退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

②のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間 にわたり均等償却しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

(6) 追加情報

新型コロナウイルス感染症の影響については、終息時期を正確に予想することは困難な状況でありますが、ワクチンの効果が発現することで、今後徐々に回復していくものと仮定して、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性の判断等の会計上の見積りを行っております。

Ⅱ,会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる連結計算書類への影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内 訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

Ⅲ. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)

(単位:千円)

	(十元・111)
	売上高
終活事業	
お墓事業	1, 893, 539
葬祭事業	1, 075, 639
仏壇事業	343, 483
相続事業	544, 826
介護事業	430, 917
官民協働事業	272, 038
その他	379, 799
終活関連書籍出版事業	
書籍事業	63, 996
顧客との契約から生じる収益	5, 004, 242
その他の収益	
外部顧客への売上高	5, 004, 242

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社における主な顧客との契約から生じる収益の内容は以下のとおりであります。 終活事業の各サービスの収益は、主に成約手数料収益と広告掲載料収益があります。

成約手数料収益については、優良事業者に顧客を紹介し、事業者と顧客が成約した時に履行義務が充足されると判断し、成約時に収益を認識しております。

また、広告掲載料収益については、広告掲載期間にわたり履行義務が充足されると判断し、広告掲載期間にわたり収益を認識しております。

なお、当社の取引に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高) 売掛金	530, 251千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高) 売掛金	798, 750
契約負債(期首残高) 前受金	52, 028
契約負債(期末残高) 前受金	137, 132

当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は52,028千円であります。

また、契約負債の増加額は、主に広告掲載料の請求及び入金額に対する広告掲載期間未到来分の前受金の増加額であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略 しております。

IV. 会計上の見積りに関する注記

- (1) のれんの評価
- ①当連結会計年度末の連結計算書類に計上した金額 のれん 81.900千円

②会計上の見積りの内容の理解に資するその他の情報

のれんを含む資産グループに減損の兆候があると認められる場合は、減損損失の認識の要否を判定し、判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上しております。以上の方針に従い検討した結果、当連結会計年度において、当該のれんに減損の兆候はないと判断しております。のれんの減損の兆候の有無の判定においては、主にのれんが帰属する資産グループから生じる営業損益及び将来の事業計画を用いており、将来の事業計画には成長率及び損益率といった主要な仮定が用いられております。そのため、上記仮定に変化が生じた場合には、翌年度の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

V. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

127,945千円

VI. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普诵株式

39,025,200株

2. 当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

1,044,594株

3. 新株予約権に関する事項

当連結会計年度末における当社から発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式

926, 100株

4. 配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	1株あたり の配当額	基準日	効力発生日
2022年 4月22日	普通株式	利益剰余金	77百万円	2円	2022年 1月31日	2022年 4月25日

当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2023年4月21日開催の第39期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	1株あたり の配当額	基準日	効力発生日
2023年 4月21日	普通株式	利益剰余金	94百万円	2.5円	2023年 1月31日	2023年 4月24日

VII. 金融商品に関する注記

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは人員計画や設備投資計画に照らして、必要な資金を主に自己 資本を基本としております。資金運用については安全性の高い銀行預金等に限 定しており、投機目的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を確認することにより、リスクの低減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内に決済又は納付期限が到来するものであります。これらは流動性リスクに晒されていますが、 当社は資金繰り予測を作成する等の方法により管理しております。

借入金は、主に一部の連結子会社による設備投資に必要な資金の調達を目的 としたものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 長期借入金 (1年以内返済長期借入金を含む)	54, 440	51, 627	△2,812
負債計	54, 440	51, 627	△2,812

- (注)「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」「未払法人税等」について は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、 記載を省略しております。
 - 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

同一の資産又は負債の活発な市場における (無調整の)

レベル1の時価: 相場価格により算定した時価

レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能

レベル2の時価: なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債 該当事項はありません。
- (2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:千円)

区分		合計		
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	レベル 1	レベル2	レベル3	日前
長期借入金 (1年以内返済長期借入金を含む)	_	51, 627	_	51, 627

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の将来キャッシュ・フローを返済期日までの期間にわたり、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

88円91銭

1株当たり当期純利益

11円87銭

IX. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2022年12月9日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議し、自己株式の取得を以下のとおり実施しました。

1 自己株式の取得を行う理由

機動的かつ柔軟な資本政策の実施により、株主還元の充実を図るため、自己 株式の取得を行うものであります。

- 2 取得に係る事項の内容
 - (1) 取得対象株式の種類: 当社普通株式
 - (2) 取得し得る株式の総数:800,000株(上限)
 - (3) 株式の取得価額の総額:500,000千円(上限)
 - (4) 取得方法:東京証券取引所における市場買付け
 - (5) 取得期間: 2022年12月19日から2023年3月10日まで
- 3 自己株式の取得の状況
 - ① 上記取締役会決議に基づき2022年12月19日から2023年1月31日までに取得した自己株式

取得した株式の総数 243,500株 株式の取得価額の総額 234,533千円

② 上記取締役会決議に基づき2023年2月1日から2023年3月10日(取得終了) までに取得した自己株式

取得した株式の総数 株式の取得価額の総額 243,500株 株式の取得価額の総額 265,425千円

貸 借 対 照 表 (2023年1月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金額
[資 産 の 部]		[負 債 の 部]	
流動資産	3, 569, 807	流動負債	744, 652
現金及び預金	2, 232, 232	買 掛 金	693
売 掛 金	718, 924	未 払 金	273, 514
製品	3, 299	未 払 消 費 税 等	97, 980
仕 掛 品	445	未払法人税等	235, 919
貯 蔵 品	165	前 受 金	122, 823
前 払 費 用	28, 724	預 り 金	13, 720
短 期 貸 付 金	320, 000		
関係会社未収入金	7, 064		
仮 払 金	267, 084		
そ の 他	8, 369	固定負債	25, 507
貸倒引当金	△16, 502	退職給付引当金	25, 507
固定資産	688, 142	負 債 合 計	770, 159
有 形 固 定 資 産	215, 160	[純資産の部]	
建物	172, 832	株主資本	3, 486, 978
工具器具備品	42, 327	資 本 金	1, 057, 089
無形固定資産	114, 857	資本剰余金	1, 017, 089
ソフトウェア	104, 702	資本準備金	1, 017, 089
ソフトウェア仮勘定	9, 952	利益剰余金	2, 084, 159
そ の 他	202	利益準備金	28, 280
投資その他の資産	358, 123	その他利益剰余金	2, 055, 879
投資有価証券	363	繰越利益剰余金	2, 055, 879
関係会社株式	111, 789	自己株式	△671, 359
繰 延 税 金 資 産	46, 265	新株予約権	811
敷金及び保証金	168, 165		
出 資 金	30, 000		
そ の 他	1,540	純 資 産 合 計	3, 487, 790
資 産 合 計	4, 257, 949	負債・純資産合計	4, 257, 949

損益計算書

(2022年2月1日から) 2023年1月31日まで)

(単位 千円)

科目	金	額
売上高		4, 302, 608
売上原価		1, 733, 017
売上総利益		2, 569, 591
販売費及び一般管理費		1, 819, 736
営業利益		749, 854
営業外収益		
受取利息	1,580	
為替差益	3, 168	
その他	394	5, 142
営業外費用		
支払手数料	5, 877	5, 877
経常利益		749, 120
特別利益		
新株予約権戻入益	503	503
特別損失		
固定資産除却損	1, 524	
減損損失	16, 977	18, 501
税引前当期純利益		731, 121
法人税、住民税及び事業税	228, 099	
法人税等調整額	△20, 816	207, 282
当期純利益		523, 839

株主資本等変動計算書

(2022年2月1日から) 2023年1月31日まで)

(単位 千円)

(十匹 111)								
	株主資本							
		資本剰余金		利益剰余金				
	資本金	資本		利益、	その他利 益剰余金	利 益 剰余金 合 計	自己株式	株主資本 合 計
					繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	1, 045, 698	1, 005, 698	1, 005, 698	28, 280	1, 609, 839	1, 638, 119	△198	3, 689, 317
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	11, 390	11, 390	11, 390					22, 780
剰余金の配当					△77, 798	△77, 798		△77, 798
当 期 純 利 益					523, 839	523, 839		523, 839
自己株式の取得							△671, 160	△671, 160
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								-
当期変動額合計	11, 390	11, 390	11, 390	_	446, 040	446, 040	△671, 160	△202, 339
当 期 末 残 高	1, 057, 089	1, 017, 089	1, 017, 089	28, 280	2, 055, 879	2, 084, 159	△671, 359	3, 486, 978

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	707	3, 690, 025
当 期 変 動 額		
新株の発行		22, 780
剰余金の配当		△77, 798
当 期 純 利 益		523, 839
自己株式の取得		△671, 160
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	104	104
当期変動額合計	104	△202, 234
当 期 末 残 高	811	3, 487, 790

⁽注) 本計算書類中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

- I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - 1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1)有価証券

①子会社株式 …… 移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以 ……… 時価法 (評価差額は全部純資産直入法

外のものにより処理し、売却原価は移動平均法

により算定)

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法

(2)棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 製品、仕掛品……移動平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 貯 蔵 品 …… 最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有 形 固 定 資 産 …… 定率法。ただし1998年4月1日以降に取得した 建物 (建物附属設備を除く) 並びに2016年4月 1日以降に取得した建物附属設備については定

額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15~24年

工具器具備品 3~15年

(2) 無 形 固 定 資 産 …… 定額法。なお、自社利用のソフトウエアについ

ては、社内における利用可能期間(5年)に基づ

いております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金 ········· 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権

等特定の債権については個別に回収可能性を検 討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の影響については、終息時期を正確に予想することは困難な状況でありますが、ワクチンの効果が発現することで、今後徐々に回復していくものと仮定して、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性の判断等の会計上の見積りを行っております。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、連結注記表の「収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

- 6.会計上の見積に関する注記 (関係会社株式の評価)
- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 関係会社株式

111.789千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社では、計算書類の作成にあたり、市場価格のない関係会社株式については、実質価額と取得価額を比較し、株式の実質価額が著しく下落している場合には、将来の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、実質価額まで減額する方針としております。

なお、当事業年度においては、実質価額が取得価額に比べ著しく下落した 関係会社株式はなく、減損処理が必要な関係会社株式はないと判断いたしま した。そのため、回復可能性の見積りは行っておりません。

今後、関係会社の事業環境等が変動することにより、関係会社株式の実質価額を著しく低下させる変化が生じた場合、翌事業年度の計算書類の関係会社株式、関係会社株式評価損に影響を与える可能性があります。

Ⅱ,会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当該会計基準の適用が計算書類に与える影響はありません。

Ⅲ. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

「流動資産」の「その他」に含めておりました「仮払金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

なお、前事業年度の「仮払金」は、1,743千円です。

IV. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

V. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

103,022千円

VI. 損益計算書に関する注記

子会社との取引高

子会社との取引高は下記のとおりです。

営業取引による取引高

売上高

183千円

VII. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普诵株式

1,044,594株

VIII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

=	
未払事業税	15, 106千円
資産除去債務	17, 994 "
棚卸資産評価損	378 "
有価証券評価損	4,078 "
関係会社株式評価損	14, 414 "
貸倒引当金	5, 053 <i>"</i>
退職給付引当金	7,810 "
その他	5, 354 <i>"</i>
繰延税金資産小計	70,190千円
評価性引当額	△23, 924 <i>II</i>

IX. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

繰延税金資産合計

種類	会社等 の名称	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被所 有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	㈱エイ ジプラ ス	東京都中央区	50, 000	サービ ス事業	100.0%	資金の貸付 人員の出向 役員の兼任	資金の 貸付	320, 000	短期貸付金	320, 000

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

X. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

91円81銭

1株当たり当期純利益

13円70銭

46,265千円

XI. 重要な後発事象に関する注記

連結計算書類の連結注記表「IX. 重要な後発事象に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年3月16日

株式会社鎌倉新書取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山 本 秀 仁

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大 屋 浩 孝

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社鎌倉新書の2022年2月1日から2023年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社鎌倉新書及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じ

て、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスク に対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さら に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監

査に関連する内部統制を検討する。

- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入 手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関し て重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が 認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重 要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外 事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監 査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可 能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及 び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価 する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年3月16日

株式会社鎌倉新書取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山 本 秀 仁

指定有限責任社員 公認会計士 大屋 浩孝 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社鎌倉新書の2022年2月1日から2023年1月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に 関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監查報告書

当監査等委員会は、2022年2月1日から2023年1月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査等委員及び監査等委員会の監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項 に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制 (内部統制システム) について取締役及び使用人等からその構築及び運用の 状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明 するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、会社の取締役及び使用人を通じて子会社の事業報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会において承認された内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年3月16日

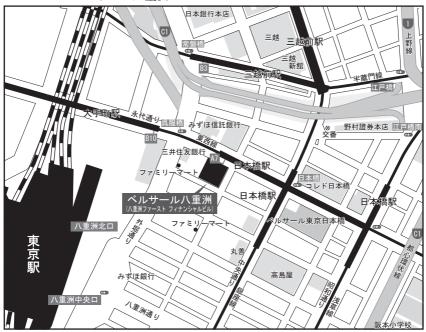
株式会社鎌倉新書 監査等委員会 監査等委員 新 森 公 夫 卿 監査等委員 河 合 順 子 卿 監査等委員 植 松 則 行 卿

(注) 監査等委員新森公夫氏、同河合順子氏及び同植松則行氏は、会社法第2条第15 号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区八重洲一丁目3番7号 八重洲ファーストフィナンシャルビル2F ベルサール八重洲 A+B+Cルーム



<交通のご案内>

- J R線 東京駅八重洲北口 徒歩4分
- ●地下鉄

丸ノ内線・東西線・千代田線・半蔵門線・三田線 大手町駅B10出口 徒歩2分 東西線・銀座線・浅草線 日本橋駅A7出口直結

半蔵門線・銀座線 三越前駅B3出口 徒歩4分

◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本株主総会にご出席される株主様は、 株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスクを着用し て、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、本株主総会会場では、感染予 防のための措置を講じますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

なお、ご来場株主様が、ご用意した座席数を超過する場合には、感染予防のため、 株主様のお座席の間隔を確保する必要から、ご入場をお断りする場合もございます ので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。